

改正案

現行

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）
 第十一条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）
 第十一条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、特許法第六十六条第五項又は商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

（手数料）

（手数料）

第四十条 次に掲げる者は、政令で定める場合を除くほか、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一～四（略）

一～四（略）

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利（以下この項において

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国、特許法第一百七条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。）、実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。）、意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。）又は商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人（当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。）であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 第一項の規定は、手数料（特許に関するものに限る。）を納付すべき者が特許権若しくは特許を受ける権利を共有する国と特許法第一百七条第二項に規定する独立行政法人であるとき若し

「権利」という。）が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

くはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、手数料（実用新案登録に関するものに限る。）を納付すべき者が実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利を共有する国と実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、手数料（意匠登録に関するものに限る。）を納付すべき者が意匠権若しくは意匠登録を受ける権利を共有する国と意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、又は手数料（商標登録又は防護標章登録に關するものに限る。）を納付すべき者が商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利を共有する国と商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 |

次の表の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者が自己の同表の上欄に掲げる権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ、同項に規定する手数料の金額に同表の下欄に掲げる者の持分の割合を乗じて得た額とし、同表の下欄に掲げる者がその額を納付しなければならぬ。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

特許権又は特許を受ける権利	国又は特許法第一百七十二条第二項に規定する独立行政法人	国及び特許法第一百七十二条第二項に規定する独立行政法人以外の者
---------------	-----------------------------	---------------------------------

7 | 5 |
 5 | 6 |
 (略)
 の規定により国に納付した手数料に準用する。 第一項

8 | 6 |
 6 | 7 |
 (略)
 定により国に納付した手数料に準用する。 第一項の規

商標権、 商標登録 出願によ り生じた 権利又は 防護標章 登録に基 づく権利	意匠権又 は意匠登 録を受け る権利	実用新案 権又は実 用新案登 録を受け る権利
国又は商標法第四十 条第三項に規定する 独立行政法人	国又は意匠法第四十 二条第二項に規定す る独立行政法人	国又は実用新案法第 三十一条第二項に規 定する独立行政法人
国及び商標法第四十 条第三項に規定する 独立行政法人以外の 者	国及び意匠法第四十 二条第二項に規定す る独立行政法人以外 の者	国及び実用新案法第 三十一条第二項に規 定する独立行政法人 以外の者